
鉾田・大洗広域事務組合
ごみ処 大理に 洗設 広整 域備 事・問 務運 組營 合事 業回 答

令和5年4月12日

鉾田・大洗広域事務組合

様式第1号

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	14 問		
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容		回答	
1	2	第1章	1	(6)	⑤ 事業スケジュール	エにて、入札書および技術提案書提出が令和5年9月中旬と記載されており、第2章2(1)には令和5年9月上旬に入札書及び提案書の受付と記載されております。これは、令和5年9月上旬から入札書および提案書の受付を開始し、令和5年9月中旬が提出期限となると理解してよろしいでしょうか。		入札提出書類の提出期限は入札公告時に入札説明書等で公表します。	
2	3	第1章	1	(6)	⑥ 本事業の対象となる業務範囲	ウ(ア)にて運営事業者が防災管理業務を行うことと記載されておりますが、本施設を災害時の避難所として利用することを想定されており、避難者受け入れ時は、組合様が主体となり、運営事業者が補助的な役割を担うと考えてよろしいでしょうか。		現時点、本施設を避難所として利用することは考えていません。	
3	3	第1章	1	(6)	⑦ 組合等が実施する業務範囲	組合事務室で使用される事務机・椅子・ロッカー・冷蔵庫・TV・食器棚などの什器備品の設置は、事業者の業務範囲ですか。		入札公告時に入札説明書等で公表します。	
4	4	実施方針に関する質問への回答	1	(6)	⑧ 事業者の収入	物価変動に関する事項ですが、昨今の社会情勢の変化から様々な物価が高騰し、建設材料も影響を受けています。これからの気候変動、ロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮情勢など物価への影響は続くことが予想されます。提案時から竣工まで4年半掛ることから、こうした物価変動に関する見直し確認については、運営・維持管理業務に限らず、必要に応じた対応がなされると解釈してよろしいか。		基本的にはお見込みのとおりですが、入札公告時に入札説明書等にて示します。	
5	3	第1章	1	(6)	事業の内容	予見できない建設廃棄物や土壌汚染等が発生した場合、工期・処分費用等について協議・精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。		発生した事象により、組合との協議のうえ決定します。	
6	5	第2章	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	入札公告から提案書提出までの期間を鑑み、事前検討のため、入札公告前に事業予定地および周辺の現地見学・調査を実施させていただくことは可能でしょうか。		入札公告前に現地見学・調査の実施は不可です。なお、入札公告から参加表明書の提出まで現地見学会を設けています。	
7	8	第2章	3	(2)	① 建築物の設計・建設を行う者の要件	カの受注実績は、共同企業体構成員としての元請実績を含むという理解でよろしいでしょうか。その場合、共同企業体への出資比率の下限(〇%以上出資した実績のみ認める)はございますでしょうか。		前段：お見込みのとおりです。 後段：出資比率の下限は設けていません。	

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
8	13	第4章	1	(3)	都市計画事項	保安林について、造成範囲内は伐採され、造成範囲外は残置される計画でよろしいでしょうか。 また、保安林面積が造成範囲外のみで35%を満たさなかった場合は造成事業者が建設事業者側へ植樹範囲について確認を行った上で、造成事業者が造成範囲内に植樹される計画と考えてよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：保安林面積が造成範囲外のみで35%を満たさなかった場合、建設事業者側が35%になるように植樹してください。詳細は入札公告時に入札説明書等にて示します。
9	13	第4章	2	(1)	処理対象物	し尿汚泥とあるが、どのような物か。それに対応する専用の施しが必要かご提示願います。	し尿汚泥は大洗、銚田、水戸クリーンセンターし尿処理施設からの脱水汚泥をいいます。通常ごみとの混焼を想定しています。
10	22	別紙2	リスク 分担表	共通	物価変動リスク	本施設の供用開始前のインフレ・デフレとは、No.4を意味すると解釈してよろしいか。	お見込みのとおりですが、入札公告時に入札説明書等で公表します。
11	22	別紙2	リスク 分担表	共通 注2)	物価変動リスク	物価変動についての「一定程度までの変動」の一定程度の基準は、具体的に入札説明書に記載されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	22	別紙2	リスク 分担表	共通 注3)	不可抗力リスク	費用負担についての「一定程度までは事業者が負担し」の一定程度の基準は、具体的に入札説明書に記載されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	23	別紙2	リスク 分担表	運営段 階	受入廃棄物の質 の変動リスク	基本的には計画ごみ質の範囲内の変動リスクは事業者負担となり、範囲外の変動リスクは組合様負担と理解しております。ごみ質に著しい変動があった場合はご協議いただけるとの記載ですが、計画ごみ質範囲内であっても著しい偏りがあった場合はご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問にある条件の場合であっても、基本的には計画ごみ質の範囲内の変動リスクは事業者負担となります。
14	23	別紙2	リスク 分担表	運営段 階	売電収入変動リ スク	ごみ量、ごみ質の変動に伴う売電収入の減少リスクについて従分担が事業者となっておりますが何を負担するご想定でしょうか。売電増加の利益は全て組合様に帰属するため、事業者には瑕疵がない限り売電減少の負担も全て組合様に負っていただきたく考えております。	事業者の事由により、提案時の売電量から大きく減少した場合は、事業者の負担により改善するか、減額措置も考えられます。

(2) 実施方針に対する意見

						総意見数	5 問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	1	第1章	1	(6)	事業概要	施設名称はエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設とありますが、前者を工場棟、後者をリサイクル棟と呼ぶなど略称を付けて頂けませんか。他に管理棟・計量棟・駐車場・洗車場などがあります。	便宜的に略称を設け、短く表記することを目的としているのであれば事業者側で略称をつけることを可とします。
2	22	別紙2	リスク分担表	共通	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等以外は事業者負担となっておりますが、事業者が要求水準に則った調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟については組合様の負担としていただきますようお願いいたします。	契約協議時に、具体的な事例を提示していただければ、協議に応じます。
3	22	別紙2	リスク分担表	共通	第三者賠償リスク	全て事業者の負担となっておりますが、事業者に瑕疵が無く、要求水準に則った調査、建設、運営を行っている限りは組合様の負担としていただきますようお願いいたします。	契約協議時に、具体的な事例を提示していただければ、協議に応じます。
4	22	実施方針に関する質問への回答	リスク分担表	建設段階		工事費増大リスク、工事遅延リスク、一般的損害リスク、施設損傷リスクにおいて事業者負担となっているリスクの内容が発生した際、事業者に瑕疵が無い場合においては組合様の負担としていただきますようお願いいたします。	契約協議時に、具体的な事例を提示していただければ、協議に応じます。
5	23	別紙2	リスク分担表	運営段階	売電収入変動リスク	発電量は、ごみ質・ごみ量両方に影響を受けますが、ごみ質・ごみ量の複合的な変動については事業者でコントロールできるものではなく、計画ごみ質・計画ごみ量の範囲であっても組合様のみ負担とし、事業者の負担を無しとしていただきますようお願いいたします。	契約協議時に、具体的な事例を提示していただければ、協議に応じます。